

行政書士が関与できる業務、新しい業務の開拓にあたって

I. 提起

ほかの法律において制限されていないもので、行政書士法により保護されている内容を再吟味して、それに基づき情報収集することにより、業務を開拓できる可能性があります。

II. 業務範囲の自己防衛

他の業界も同様に新しい業務の発掘、開拓を行っていますので、まずは、自己防衛を確実にする必要があります。その手段として、他の業者が行政書士の業務範囲のものを業として行った場合、行政書士法第 19 条に基づき行政書士法違反として、その業者が行った業務を強制排除することが挙げられます。

行政書士が業として、役員変更登記を申請した場合は司法書士法違反になります。しかし、ほかの業者（コンサルタント業者や会社などを含む）が業として、建設業許可申請等をした場合は行政書士法違反と言えないのが現状です。

具体例

例えば「遺言・相続に関する書類を作成したい。」と依頼を受け報酬を得ることは行政書法第 1 条の 2 により行政書士の業務です。

しかし、信託銀行等は、遺言・相続に関して、行政書士と同じ業務を行っています。また、信託銀行は遺産整理業務等と称し、相続・遺言の個別相談会を新聞紙上で大々的に広告しています。大勢の人々の目に留まり、受託件数も多いものと考えられます。行政書士もこの業務を行っていますが、企業の宣伝力に太刀打ちすることができません。企業が行政書士の業務分野を業とした場合、行政書士はどう対処すればよいのでしょうか。

これを解決するには、行政書士法で業務を個別に定め明確にして、行政書士法第 19 条のただし書きを削除などして、法律で業務を保護（他の者が行った行政書士の業務の排除および罰則規定を強化）することが必要です。

第 19 条

行政書士または行政書士法人でない者は、業として第 1 条の 2 に規定する業務を行うことができ

ない。ただし、ほかの法律に別段の定めがある場合および定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続きについて、当該手続きに関し相当の経験または能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

- 2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続きに関する法令や所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

III. 開拓の方向性

新しい業務の開拓をするには 3 つのアプローチが考えられます。

- ①ほかの業界で既になされている業務を、行政書士の業務に取り込む。 ←→ 強制排除
- ②個人でなされていることを行政書士が業務として行う。 ←→ 規制緩和
- ③新しいサービスを作る。

今後①～③個々のアプローチについて詳しく検討したい。

行政書士制度研究特別委員会 副委員長 茶谷 雅子